明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

# 官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔政　令〕

○国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（二六）　二

〔告　示〕

○子ども・子育て支援法施行規則第五十八条第四号に規定するこども家庭庁長官が定める場合（こども家庭庁二）　三
○日本国に帰化を許可する件（法務二九）　四
○保安林の指定をする件（農林水産二四五）　四
○保安林の指定を解除する件（同二四六～二五三）　四
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通七一～七四、七六）　六
○直轄砂防工事を施行する件（同七五）　六
○DNV ASから登録事項の変更の届出があった件（同七七）　七
○旅行業法の規定に基づく業務廃止の件（観光庁六）　八
○旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件（同七）　八
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一六～一九）　八
○都市計画に関する件（中部地方整備局一五）　九

〔国会事項〕

内閣　九

〔人事異動〕

内閣　九

〔叙位・叙勲〕

内閣　九

〔官庁報告〕

官庁事項　九

アマチュア局の保証実施者の業務の終了について（総務省）　九

法務　九

公証人任免（法務省）　九

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）　一〇

〔公　告〕

諸事項

官庁　一〇

財団、建設業の許可の取消処分関係　一〇

裁判所　一〇

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　一〇

会社その他　二六

## 本号で公布された法令のあらまし

### ◇国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第二六号）（総務省）

一　国立研究開発法人情報通信研究機構法施行令の一部改正関係（第一条関係）

1　国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証勘定及び出資勘定に関する規定を削除することとした。

2　国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成一一年法律第一六二号）第二三条の審議会等で政令で定めるものは、情報通信行政・郵政行政審議会とすることとした。

3　その他所要の規定の整備をすることとした。

二　特定通信・放送開発事業実施円滑化法施行令の廃止関係

特定通信・放送開発事業実施円滑化法施行令（平成二年政令第二六三号）を廃止することとした。（第二条関係）

三　関係政令について所要の規定の整備を行うこととした。（第三条～第六条関係）

四　経過措置

国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律（令和五年法律第八七号）附則第三条第四項の規定による納付金の納付の手続、納付の期限及びその帰属する会計を定めることとした。（第七条関係）

五　施行期日等

1　国立研究開発法人情報通信研究機構法施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第三八三号）について所要の規定の整備を行うこととした。（附則第二項関係）

2　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。